

資料編

1 用語解説

【あ 行】

ICT ……………P8、18、19、30、32、33、35、88

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力 ……………P12、19、21、22、26、27、28、31、101

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

OJT ……………P55、56

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

オリンピック・パラリンピック教育 ……………P20

2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

【か 行】

学年教育アシスタント ……………P74

小学校の第1学年から第3学年までについて、授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために配置する副担任相当の業務を担う会計年度任用職員。

学校2020レガシー ……………P45

各学校が、共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も長く続けていく教育活動

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

カリキュラム・マネジメント …………… P65、73

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育 …………… P34

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

教育支援アドバイザー …………… P20、47、52、53

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

教育支援コーディネーター …………… P20、47、48、49、59

各学校の教員で、学校内の関係者や外部機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーターの役割を担う。

教育支援システム …………… P22、48、49

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できる本市独自のシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画を効率的に作成することができる。

教育支援センター（適応指導教室） …………… P52、53

様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2か所を開設している。

ケース会議 …………… P21

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

校務支援システム …………… P22、75

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

合理的配慮 …………… P79

「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個に応じた教育 …………… P20、22、28、47、50、52、53

P. 53 のコラム参照。

個別最適な学びと協働的な学び …………… P32、33

P. 33 のコラム参照。

個別指導計画 …………… P20、48、49、52

個別の教育支援計画を基に、校内におけるより具体的な指導、支援の内容、期間等を記入する書式。

個別の教育支援計画 …………… P20、48、49、52

“気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する書式。

コミュニティ・スクール …………… P9、13、23、29、63、64、66、69、77、78

P. 66 のコラム参照。

【さ 行】

持続可能な開発のための教育（ESD） …………… P28、31、36、37

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な社会 …………… P22、26、27、36、37

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

下野谷遺跡 …………… P3、25、91、95、96

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

社会的包摂 P47

社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を包み込み、誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと。

就学支援シート P22、 57

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会 P88

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」(教育基本法第3条・生涯学習の理念より)のこと。

小中一貫教育 P22、 77、 78

P. 78 のコラム参照。

情報モラル P8、 19、 35

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

情報リテラシー P8、 84

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育 P44、 46

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

スクールアドバイザー P60

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長などの職名のこと。

スクールガード・リーダー P71

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

スクールカウンセラー P50、 58、 59、 60

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー …………… P21、50、52、55、58、60

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

ソーシャルメディア …………… P90

市公式ウェブサイト（市ホームページ、図書館ホームページなど）や市公式SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE、YouTube）のこと。

【た 行】

地域学校協働活動 …………… P9、63、64、66、69、71

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

ティームティーチング …………… P33

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX） …………… P2、18、28、29、30、100

IT（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務のあり方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、又はそうした取組のこと。

特別支援教室 …………… P13、20、52、53、62

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

特別の教科 道徳 …………… P41

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となった。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況などに関する評価が行われている。

【な 行】

西東京ふるさと探究学習 …………… P29、43、63、65、77

P.43のコラム参照。

【は 行】

パスファインダー …………… P93

テーマごとに資料、文献、情報や解説等を収集・蓄積したデータ集。

VUCA …………… P2

Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)の頭文字。

副籍制度 …………… P23、70

P.70のコラム参照。

不登校・ひきこもりセーフティネット事業 …………… P53

学校に登校していない18歳までの児童・生徒等と保護者が、居場所などで利用できる不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」と、学校に登校していない小・中学生のうち、継続した支援につながっていない児童・生徒を適切な支援につなぐ場などとして利用できる体験フリースペース「ニコモテラス」を開設し、不登校の段階に応じた支援を行う事業。

【ま 行】

マルチメディアダイジー …………… P20、83

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ(同期)して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり(ハイライト機能)、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の書籍を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

メタバース …………… P30

ユーザー間で「コミュニケーション」が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間。

【や 行】

ヤングアダルト(YA)世代 …………… P93

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマである、友情、恋愛、自立、職業、生き方等を扱った読み物、絵本、ノンフィクション等を中心に様々な分野の本を収集している。

ユニバーサルデザイン …………… P50、81

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

【ら 行】

レファレンスサービス（調べもの支援） P93

利用者の研究や調査のため、どのような資料（紙、デジタル資料、オンラインデータベース等）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過

(1) 西東京市教育計画策定懇談会開催の経過

開催日	回数	主な検討内容等
令和4年7月15日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市教育計画策定の趣旨等について ・西東京市教育計画策定のスケジュール ・教育行政に関する国及び東京都、西東京市の動向
令和4年8月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について ・計画策定におけるヒアリング調査の実施について
令和4年10月20日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市の教育について（点検評価報告書による取組の報告） ・計画策定におけるヒアリング調査の実施について ・計画策定におけるワークショップの実施について
<p>（アンケート調査の実施） 令和4年11月4日～11月22日 小学生調査、中学生調査、青少年調査、一般市民調査</p> <p>教員調査 令和4年12月12日～令和5年1月11日</p>		
<p>（教育関連施設・団体ヒアリングの実施） 令和4年12月～令和5年3月 社会教育に関する施設・団体、教育に関する施設・団体、子育て・子育て支援に関する施設・団体、特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所 他</p>		
令和5年1月23日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定におけるアンケートの単純集計（速報）について ・計画策定におけるヒアリング調査の実施状況（中間）について ・次期西東京市教育計画に向けた重点項目について
令和5年2月13日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市教育計画（令和6～10年度）の体系・骨子（案）について
令和5年5月12日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査等実施報告について ・次期教育計画の体系・骨子（案）について
令和5年6月23日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期教育計画の体系について
令和5年7月24日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期教育計画の体系について ・次期教育計画素案（第1章～第3章）について
令和5年8月25日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期教育計画の想定される施策と取組事業について
令和5年10月10日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期教育計画素案について ・パブリックコメントについて

開催日	回数	主な検討内容等
(パブリックコメントの実施) 令和5年12月11日~令和6年1月10日 提出結果 5人 15件		
(ポスター展示) <ひばりが丘図書館> 令和5年12月26日 <アスタセンターコート> 令和5年12月27日 ※ポスター展示の際に、興味・関心のある基本方針にシールを貼ってもらいました。 合計41枚 [基本方針1] 15枚 [基本方針2] 12枚 [基本方針3] 4枚 [基本方針4] 10枚		
令和6年1月29日	第11回	・パブリックコメントに係る報告について ・次期教育計画案について

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

3 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期 令和4年7月15日から教育長に提言する日まで

選出区分	氏名
学識経験者	種村 明頼
西東京市立学校の児童及び生徒の保護者	竹之内 あかね
	落合 敏明
公募による市民	瀬沼 洋子
	竹田 隆次
市立学校の校長	小林 宏
	宮本 尚登 (～令和5年3月31日)
	澤井 稔 (令和5年4月1日～)
特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者	菅野谷 拓美
西東京市社会教育委員	川原 健太郎
西東京市公民館運営審議会委員	西原 みどり
西東京市図書館協議会委員	鈴木 綾
その他教育長が委員として適当と認めた者	小林 正和
	荘 祐紀子

(敬称略)

4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関する事。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関する事。
- (3) その他教育長が必要と認める事。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員13人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 1人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に提言を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年7月1日要綱）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

表紙掲載写真

				①
			②	③
		④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

- ①タブレット端末の活用
- ②学校応援団の活動（飼育ボランティア）
- ③ふるさと探究学習（田無駅前ペDESTリアンデッキでの清掃活動）
- ④まちなか先生（図書館にある郷土の紙芝居の実演）
- ⑤子どもワークショップ
- ⑥学齢期の子どもがいる人のための講座
（ココロとからだを育む「生と性」親子のおはなし）
- ⑦まちなか先生（縄文のムラ したのや 下野谷遺跡を知ろう！（フィールドワーク））
- ⑧まちなか先生（ハンディキャップサービス※ってなあに？）
- ⑨学校応援団の活動（働く人の話を聞く会）
- ⑩タブレット端末を活用した授業の様子
- ⑪通学路合同点検
- ⑫めぐみちゃんメニュー（旬やさいのどん汁（写真右下））
- ⑬まちなか先生（縄文のムラ したのや 下野谷遺跡を知ろう！（インタビュー））
- ⑭放課後子供教室（バスケットボール教室）
- ⑮見学会の様子（竪穴式住居の内部）
- ※ハンディキャップサービス：様々な環境や理由によって通常の図書館利用が難しい人に対してサービスを提供すること。

西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）

令和6年3月

発行 西東京市教育委員会

編集 西東京市教育委員会 教育部教育企画課

〒188-8666

西東京市南町五丁目6番13号（田無第二庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）

FAX：042-420-2891

ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

メールアドレス kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp